

請願・陳情とは

市政などに対して意見や要望があるときは、どなたでも議会に請願や陳情を提出することができます。

請願と陳情の違いは、請願の場合は1名以上の議員の紹介が必要で、陳情には不要という点です。

作成の注意点

決められた書式はありませんが、注意事項は次のとおりです。

◇日本語で書く。

◇「件名」、請願（陳情）の「要旨」、「理由」を記入する。

◇提出年月日、請願（陳情）者の住所を記載し、氏名（団体の場合は名称と代表者名）を署名または記名押印する。

◇請願書の表紙には、紹介議員（1人以上）が署名または記名押印をする。※陳情の場合は不要。

◇請願（陳情）者が多数の場合は代表者を明記する。

◇請願（陳情）の趣旨を説明するための図面などが必要な場合は添付する。

◇内容が数件に及ぶ場合は1件ごとに作成する。

◇提出の宛名は「海老名市議会議長 森下 賢人」となります（令和6年8月1日現在）。

提出の方法

議会事務局（市庁舎6階）にお持ちください。郵送でも受け付けますが、請願や陳情はその趣旨からいっても直接提出することが望ましく、請願は直接提出されることが通例ですが、陳情は、取扱基準において「郵送された陳情は全議員に配布する」とされていますので、できるだけ直接提出をお勧めします。

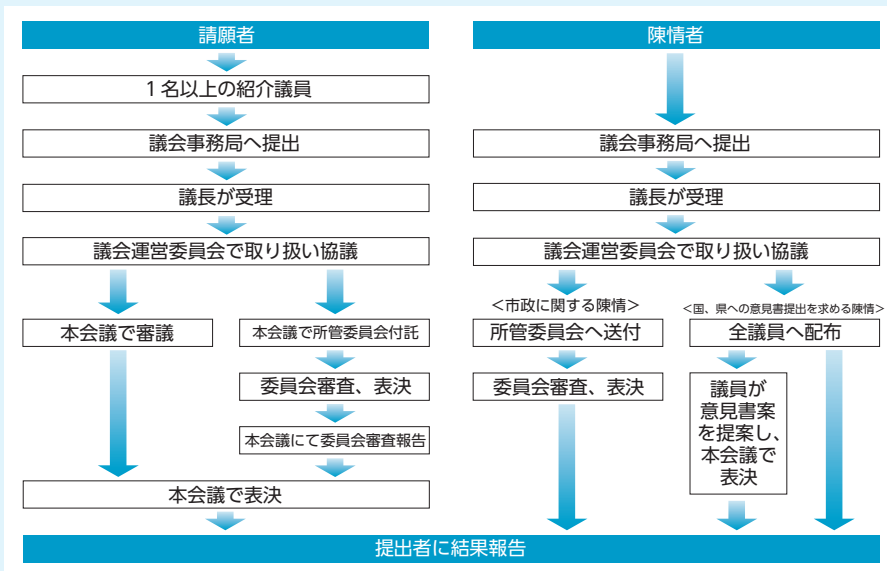
提出期限

提出期限は特にありませんが、定例会開会日の8日前の日の正午までに議会事務局に提出されたものを、

その定例会で取り扱います。（直近の9月定例会は8月19日（月）正午が期限になります。）
それ以降に提出された場合は、原則として、次回の定例会で取り扱います。

請願・陳情者の発言機会の保障

提出した請願（陳情）が市政に関する内容だった場合、その趣旨・願意を所管委員会委員に対し、請願（陳情）者が直接伝える機会を設けています。
詳しくは議会事務局まで、お問い合わせください。



9月定例会日程(予定)		
とき	会議名	内容
8月27日(火)	本会議	開会・提案説明・議案審議
9月2日(月)		議案審議
9月6日(金)	常任委員会	総務(付託議案など)
総務常任委員会後		予算決算(補正予算:総務分科会)
9月9日(月)		文教社会(付託議案など)
文教社会常任委員会後		予算決算(補正予算:文教社会分科会)
9月10日(火)	常任委員会	経済建設(付託議案など)
経済建設常任委員会後		予算決算(補正予算:経済建設分科会)
9月12日(木)		一般質問
9月13日(金)	本会議	一般質問
9月17日(火)		一般質問
9月19日(木)	常任委員会	予算決算(決算審査:総務分科会)
9月20日(金)		予算決算(決算審査:文教社会分科会)
9月24日(火)		予算決算(決算審査:経済建設分科会)
9月26日(木)		予算決算(会長報告、委員会採決など)
9月30日(月)	本会議	委員長報告・採決・閉会

※8月27日と9月30日は午前9時30分に、その他は午前9時に開議の予定。(会議の日程・時間などは変更になることもあります。)

※傍聴する方のための、議案書の貸し出し(先着5名)を行っています。

※手話通訳・託児をご希望の方は、傍聴の1週間前までに議会事務局へご連絡を。

なお、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承下さい。

☎ 議会事務局 ☎ (235) 4931 📠 (234) 4646

●傍聴に来られない方は

※本会議・委員会の様子はインターネットで配信しています。市議会HPの「本会議中継」または「委員会中継」をクリックしてご覧ください。